

第11回特定外来生物等専門家会合議事録

1. 日時 平成29年2月23日（木）10：00～11：40

2. 場所 環境省第1会議室（22F）

3. 出席者（敬称略）

（座長） 村上 興正

（委員） 石井 実 角野 康郎

小林 達明 芝池 博幸

成島 悦雄 長谷川 雅美

風呂田 利夫 細谷 和海

森本 信生

（環境省） 亀澤自然環境局長

植田自然環境局野生生物課長

曾宮外来生物対策室長

立田外来生物対策室長補佐

若松外来生物対策係長

（農林水産省） 高濱大臣官房政策課環境政策室課長補佐

田中消費・安全局植物防疫課係長

久保農村振興局農村環境課鳥獣対策室課長補佐

城崎水産庁増殖資源部漁場資源課長補佐

4. 議事

【外来生物対策係長】 ちょっと定刻より早いんですけども、皆様お集まりのようですので、ただいまより第11回特定外来生物等専門家会合を開催いたします。

私、本日進行を務めさせていただきます環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の若松と申します。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、環境省自然環境局長の亀澤より御挨拶申し上げます。

【自然環境局長】 皆様おはようございます。本日は大変お忙しい中、専門家会合の全体会合に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

外来種対策に関しましては、2020年までの愛知目標の達成を視野に、平成27年3

月に農林水産省とともに生態系被害防止外来種リストを作成し、同時に基本的な戦略としての外来種被害防止行動計画を農林水産省並びに国土交通省とともに取りまとめを行いました。リストの作成を受けて、昨年度からは特に被害の未然防止という観点から、追加指定を促進するために、分類群ごとに専門家の皆様からの御意見を伺い検討を進めてきた結果、昨年は24種類と、おおよそ10年ぶりにたくさんの種類を特定外来生物に追加指定し、現在は132種類の指定となっております。

今般もある程度まとまった数を指定したいと考えているところでございますが、本日は、昨年度検討を行っていない哺乳類、鳥類並びに昆虫類、そしてその他無脊椎動物について、昨年12月から検討を進めてきた指定候補種について御議論いただき、追加指定に向けた御意見を賜りたいと考えております。限られた時間ではありますけれども、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

**【外来生物対策係長】** 本日の検討会は公開での開催となります。また、本日の検討内容につきましては、本日出席いただいた皆様に事前確認をいただいた上で、議事録、議事概要として環境省ホームページで公表する予定ですので御承知おき願います。

本日の座長ですが、これまで村上委員にお願いしてきたところですので、本日も村上委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

**【外来生物対策係長】** 御賛同を得ましたので、以降の進行につきましては村上座長にお任せいたします。それでは、よろしくお願いたします。

**【村上座長】** それでは、お手元に準備していただいております議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。

先ほど説明がありましたように、今回は追加指定ということで、順番としては、考え方とグループ会合の内容、それに基づくおのおの分類群から出てきたものの説明と、それについての質疑応答、承認ということになると思っております。

それでは、資料1をまず説明していただいて、資料2は順次やりましょう。

【外来生物対策係長】 資料1について御説明いたします。特定外来生物指定の考え方についてです。

1. 今回の特定外来生物指定の位置づけですが、冒頭、局長から御挨拶で申し上げたとおり、平成27年3月に生態系被害防止外来種リストが策定されたことを受けまして、昨年度から、現時点で指定が可能な種について、再度分類群ごとに検討を進めてきたところです。昨年度は、爬虫類、両生類、魚類、植物を対象として検討をしております、今年度については、残りの哺乳類、鳥類、昆虫类等陸生節足動物、その他の無脊椎動物について検討してまいりました。

2. 特定外来生物の指定の全体方針（優先順位）についてですが、お配りした「生態系被害防止外来種リスト」パンフレットを少し見ていただきたいと思うんですけども、この生態系被害防止外来種リストでは、掲載種の現在の定着状況であったり、また、その対策の重要性に応じてカテゴリー分けをしております、特にこのカテゴリーの中でまだ日本に定着していない、もしくは確認されていないようなものは、このパンフレットでは青色や水色で示しております。こういったものについては、外来生物法で規制をかけることによって規制効果が見込まれるであろうということで、青色の定着予防外来種について、まず指定の優先度が高いと考えております。

また、青色ではない、赤とかオレンジとか黄色の総合対策外来種につきましても、もう蔓延してしまっていると規制効果が見込みづらいところもあるんですけども、国内には定着しているけれどもまだ一部地域にしか定着していない限定分布とか、国内に定着したて、侵入初期であるものについては、国内での移動を規制することで指定効果が見込まれますので、こういったものも指定の優先順位が高いと考えて検討を進めてまいりました。

続きまして、3. 指定までのスケジュール（案）ということで、平成28年12月から今年2月にかけて、各専門家グループの会合で哺乳類、鳥類、昆虫、その他無脊椎動物について検討を進めてきておりまして、本日が全体会合となります。本日、専門家の皆様の御意見をいただきましたら、それをもってパブリックコメントをかけた上で、それが1カ月程度かかりますが、その後、追加指定の手続に入って、今年7月ぐらいに特定外来生物に指定する閣議決定になると考えております。

続いて、資料2についてもあわせて御説明したいと思います。まず、哺乳類・鳥

類のグループ会合での議論の概要について御報告いたします。

まず、特定外来生物の指定につきましては2種類候補が上がっておりまして、1種類目がシリアカヒヨドリという種になります。先ほどのパンフレットでも見ていただけるんですけども、鳥類の一番後ろの水色で示されている種ですが、こちらはIUCNの発表するワースト100の外来種などにも選ばれているということで、指定することに異議はなしとなっておりますし、もう1種類のヒゲガビチョウにつきましても、既に未判定外来生物に指定されている状況でして、また後ほどこの辺は詳しく御説明いたしますが、指定することに異議はないということになりました。

また、指定後の措置については、シリアカヒヨドリ及びヒゲガビチョウともに、国内での飼養の可能性は低いとは言うものの、飼養されている可能性があるということで、周知が必要という御意見をいただいております。

また、リスト掲載種の今後の対策についてということで、特に哺乳類についての議論が行われましたが、哺乳類については、現在、リストのパンフレットを見ていただいてもわかるように、リスト掲載種のかなり多くの種が既に特定外来種に指定されている。パンフレットの中では丸特マークがついている状況になっております。

ただ一方で、既に全国に分布してしまっているような種とか、愛玩用で飼養が非常に多いような種も生態系に被害を与えている事例がございますので、こういうものの防除を進めることとか、優先度をつけて対策を検討していくことが重要ではないかという御意見をいただいております。

また、外来生物法では規制の対象とはできないんですけども、やはり国内由来の外来種も、今後対策の検討をしていくことが重要という御意見をいただいております。

1枚めくっていただきまして、続きまして昆虫類等のグループ会合での議論の概要を御説明します。

まず、特定外来生物の指定につきましては、緊急性が高いものであったり、現時点で被害の未然防止効果が高いという観点から、12種類の候補種案について検討いただいて、指定することに異議なしという御意見をいただいております。こちらについても後ほどまた詳しく御説明しますが、特にこの中のマルバネクワガタ

属10種を候補種としているんですが、こちらは今後、交雑種が発生するおそれがあるということで、新種であったり未記載種が発生することと加えまして、情報収集の上、今後さらに追加指定も検討することとしております。

また、指定後の措置についてですけれども、今回候補種に上がっているマルバネクワガタ属をはじめとした外国産のカブトムシ・クワガタムシにつきましては、これまでも環境省で普及啓発は進めてきているところではありますけれども、さらなる普及啓発を進めることが重要という御意見をいただいております。

また、クビアカツヤカミキリというカミキリムシにつきましては、現在、分布を国内で拡大しているような状況ですので、有効な防除手法の開発を急ぐとともに、植物防疫のほうともよく連携して対応していく。また、地方の自治体が管理するサクラの木、公園や並木のサクラが被害を受けている状況が多いことから、そういったところとの連携が必要としております。

また、アカボシゴマダラについては、既に関東では定着している状況でありますけれども、まだ未侵入の亜種の侵入を防ぐことと、国内固有亜種である奄美諸島の亜種に被害が及ばないような対策が必要ということで、個体群の拡散防止のための普及啓発を図ることが重要という御意見をいただいております。

また、その他の御意見としまして、昆虫類については、近年でも新たな外来種がここ数年でも数多く情報が得られているということで、こちらの生態系被害外来種リストについても、27年3月にできたんですけれども、定期的な改訂等、更新のあり方について検討が必要だろうと御意見をいただいております。

1枚めくっていただきまして、続いて無脊椎動物のグループの意見聴取会合の概要を御説明いたします。こちらについては、候補種がなかなかすぐには難しいということで非公開の開催としておりまして、その内容について御報告したいと思いません。

無脊椎動物につきましては、現在リストに掲載されている多くの種が非意図的導入、例えば船体付着で入ってくるようなフジツボであったり、そういった種が多いことと、あとリストに掲載しているものの中には既に日本国内で広く蔓延してしまっているものも多いということから、今すぐに指定できるものはないという状況だったんですけれども、今後やはり法規制の指定を視野に入れた情報収集と継続的な検討が必要であると御意見をいただきました。

バラスト水に混ざって侵入するような外来種につきましては、来年9月よりバラスト水管理条約というものがいよいよ発効されて、このバラスト水管理条約締約国の外航船については処理されたものが排出されるようになるということで、一定の効果が期待できる状況でございます。

また、ヨーロッパザラボヤというホヤの仲間やコウロエンカワヒバリガイというものが、現在、国内でも問題になってきているところですが、こういったものは船体付着により拡散するというので、対策が必要であるという御指摘をいただいております。また、台船という港湾工事などに使う大きな船に付着して移動しているのではないかと御指摘もいただいております。その関係機関との連携や対策の検討が今後重要になるという意見をいただいております。

また、ディケログマルス・ヴィローススという淡水性のヨコエビがおりまして、これはまだ日本には入っていないで、ヨーロッパで被害を与えているような種ですが、国内での、特に琵琶湖での固有種等へのリスクを踏まえた検討が重要と御意見をいただいております。

また、リスト掲載種のうちミステリークレイフィッシュというザリガニの一種ですが、こちらは未判定外来生物になっているんですけれども、国内での定着の情報がここ最近寄せられていて、指定の可否を検討すべきということと、そのための情報収集が重要であるという御意見をいただいております。

また、アメリカザリガニは、近年、島嶼部での新たな発見が相次いでいまして、こちらでの対策は重要であろうということになっております。

そして、シナハマグリやホンビノスガイといった水産利用されているような種もこのリストに掲載しているんですけれども、こういったものも侵略性が高いということが余り知られずに、一般の方も利用している状況にあるということで、普及啓発を図っていく必要があるということで御意見がございました。

その他になりますけれども、こちらの無脊椎のグループからも、この生態系被害防止外来種リストはせかつかつったものですが、知名度が十分でない点があるだろうということで、希少種のレッドリストのように、もっと地方自治体などで活用いただくような普及啓発を進めていく必要があると御意見を頂戴しております。

資料1と2について、私からの説明は以上となります。

【村上座長】 ありがとうございます。

まず資料1ですが、特定外来生物の位置づけ、全体方針、スケジュールについては、一応もう前提となっている話ですが、特にありますか。

なければ、これでよしという話です。

資料2についてですが、後で出てくる候補になっていないグループがありますので、一応座長から少し補足みたいなことをしようと思っています。

哺乳類・鳥類についてですが、この2種について指定することについては異論はなく、むしろ賛成であるという話になっています。問題なのは今後の対策のところで、哺乳類は、全体としてはリストの中で12種がまだ未指定なんですけど、生態系影響が顕在化している種が随分います。例えばクマネズミ、ドブネズミ、ノネコ、ノイヌ、あとハクビシン、フェレット。これは指定の効果とか合意形成という点で非常に問題がある。したがって、管理についても割と困難。そうすると、それをどういう形で優先順位をつけるのかといった議論が今後必要なのではないかと、必要なものはやっぱり指定するのがいいのではないかとということが意見として出ています。それが哺乳類・鳥類の論点になっていると思います。

昆虫類については、石井先生、すみませんが、今みたいにさっと。詳しい話は後で出ますので。

【石井委員】 今回はマルバネクワガタ属の10種です。これに関しては、まだ入っていないんですけども、日本の島嶼部に固有の種が多くて、かなりレッドリストでもランクが高い。ここの交雑を防止しようということから、10種類、先にやらせていただきました。クワガタ類はほかにもあるんですけども、これはとりあえず実効性が高いと考えております。

それから、クビアカツヤカミキリですけども、にわかに関東地域で分布拡大していて、サクラの割と古い木につくんですね。関西にも入っていますし、四国にも来てしまって、愛知県でも確認されていて、これは日本のサクラを愛でる文化にかかわっていて、老木、古木のサクラが全部やられてしまったら困るということで、いち早く対策をしたいということです。

それから、アカボシゴマダラは、ちょっと手遅れ感があるんですけども、関東

地域ではもう完全に広まってしまっています。ただ、奄美群島に日本固有の亜種がおりまして、ここと交雑するとえらいことになると考えています。距離が大分あるということで、のんびりしていた風情もあるんですけども、実は昔、奄美大島で外来のアカボシゴマダラを飼っている人がいたんですね。それは弱り始めている奄美大島の日本固有亜種に活を入れるというんでしょうか、放して交雑させようという意図があったように聞いていまして、要するに、チョウの場合は持ち運びというのがありますので、距離感があるからといって安泰ではないということで、アカボシゴマダラをここで選定させていただいて、これ以上の分布拡大をとめたいということでございます。

【村上座長】 引き続きまして、その他の無脊椎動物、風呂田先生、よろしく申し上げます。

【風呂田委員】 3ページに書いてあるとおりですけども、ちょっと補足説明させていただきまして、基本的になかなか対策が難しい面が多いということ、それから水産面の利用がされていて、実際どういう対策ができるか、かなり難しいだろうということです。ただ、言えますのは、一番上に書いてありますけれども、モニタリング的な情報収集体制が今できていないということで、特に海域の場合には、実際誰かがちゃんと見ないことにはなかなかわからないということが多くて、その体制が必要だろうということです。

それから、一番下に書いてあります具体的なシナハマグリ、ホンビノスというのは、これはスーパーマーケットに行けばいっぱい売られているんですが、これが外来種であるということが一般の方にはほとんど情報伝達できていない。そういうことに対してのちゃんとした普及啓発活動、何かシステムをもうそろそろ考える必要があるのではないかという議論がなされました。そういうことで、課題は多いんですけども、もうちょっと積極的な対策の検討が必要だろうと考えています。

【村上座長】 ありがとうございます。

これに関して何かございますか。

なければ、資料1、2については終わったことにしまして、資料3について、こ



れが今回の指定にかかわる問題です。説明をお願いします。

【外来生物対策係長】 それでは、資料3と資料4について、分類群ごとに御説明したいと思えます。

まず資料3をご覧いただきたいと思えますが、特定外来生物等の選定作業が必要と考えられる外来生物に係る情報及び評価ということで、まずシリアカヒヨドリについて御説明いたします。1枚めくっていただきまして、シリアカヒヨドリについての情報をまとめております。

本種につきましては、その他の定着予防外来種ということでリストには掲載されておりまして、要は日本では未定着、国内では繁殖が確認されていない状況になっております。

原産地はインド、パキスタンから東南アジアの一部あたりまでですけれども、定着実績としまして、太平洋の島々に外来種として入ってきておりまして、フィジー、サモア、トンガ、ハワイ等の島で在来の鳥なんかに影響を与えている状況です。また、国内でも、定着はないんですけれども、本種であろう記録について、神奈川県での観察例が確認されております。

本種の評価の理由ですけれども、海外では生息域が競合するような在来の鳥類に影響を与えていて、要は追い出してしまうということが知られております。日本に定着した場合も、同じように生息環境が競合するような在来鳥類と競合する可能性がございます。また、海外では果樹や野菜に対する害鳥にもなっておりまして、日本でも、もし侵入して定着した場合は、農業被害を与える害鳥となるおそれが考えられます。

被害の事例としましては、簡単に御説明しますと、先ほど概要でお伝えしたとおり、例えばフィジーでは在来鳥類の中で特に競合するようなものを別環境に追い出してしまうようなことが知られていますし、ほかの国々でも在来鳥への影響が確認されております。

めくっていただきまして、被害をもたらしている要因ですけれども、生物学的要因としましては、原産地の一部と日本国内の一部に照らし合わせたところ、気候条件が近いような部分もございますので、これが入ってきた場合は、定着可能なところもあるだろう、可能性は高いだろうと考えられます。

また、社会的要因ですけれども、先ほど神奈川県で確認例があると言いました。余り数は多くないと思うんですけれども、愛玩目的で輸入されているようなことがありますので、そういったものが逃げたり放されると定着してしまう可能性があります。

続いて、特徴並びに近縁種や類似種などについてですが、本種については卓上の一番下に写真を配付しております。対象となった外来生物の写真ということで載せておまして、全長は約19cmから20cmということで小型から中型の鳥類ですが、名前のおりヒヨドリの仲間で、特徴としてはお尻のところ、下尾筒部分が赤色となっております。本種の同属の種として、日本にはシロガシラという鳥が南西諸島に分布している状況です。

本種についてその他の関連情報ですけれども、IUCNの選定する世界の侵略的外来種のワースト100に選定されているということで、海外での侵略性は相当高い種になっておりますので、これは入る前に指定することでの予防効果は相当あるだろうと考えております。

続いてめくっていただきまして、ヒゲガビチョウについての御説明をいたします。

こちらにつきましては、生態系被害防止外来種リストではその他の総合対策外来種になっておまして、さらに言いますと、外来生物法で現在、未判定外来生物ということで、輸入はできない状況になっておりますが、国内での規制は特になく種です。

この未判定外来生物につきましては、実は国内にいるものだったり相当数が輸入されているものは未判定外来生物に指定しないということが当初の指定の方針にあったんですけれども、ガビチョウなどを指定した際にこのヒゲガビチョウを未判定外来生物に指定していますが、当時は国内での定着状況が明らかではなかったということで未判定となっております。ただ、定着実績のところにも書いたとおり、1998年に愛媛県で確認されたんですけれども、その後、分布が拡大している傾向にございまして、現在、各種資料によると、高知県であったり、また愛媛県、広い範囲で分布が確認されている状況になっております。もともとは中国を中心とした分布域を持つ種なんですけれども、現時点では日本以外での移入は知られていないということになっています。

本種の評価の理由ですが、先ほど申し上げたとおり、現在、分布を拡大中であるということと、既に国内に定着して特定外来生物に指定されている近縁の種として、ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、そしてソウシチョウというものがございます。こういった既に指定されているものにつきましては、在来鳥類への影響があることが知られておりますので、本種についての報告は情報がなかなか上がってきていないところなんですけれども、似たような性質を持っている種ということで、本種についても今後どんどん広がっていくことで同様の被害が出てくるおそれがあることが評価の理由となっております。

被害をもたらしている要因ということで、ここにも書いてあるとおり、原産地ではガビチョウと混群をつくるということで、ガビチョウとほとんど同じような性質を持っていると考えられております。

めくっていただきまして、特徴並びに近縁種、類似種などについてですが、こちらも写真をご覧いただければと思うんですけれども、20cmから24cmぐらいの大きさの鳥で、大きさとしてはガビチョウと余り変わらないものです。特徴としましては、写真にあるとおり、少し地味な色合いの鳥ですけれども、灰色からバフ色のよな鳥になっております。

続きまして、資料4の横長の表をご覧いただきたいんですけれども、この候補種を指定する際の指定の仕方と、それに関係するような未判定外来生物、また、指定することによって、見分けがつかないようなものは輸入時に種類名証明書を義務づける生物も指定するんですけれども、そちらの案を御説明いたします。

まず、シリアカヒヨドリにつきましては、この1種が特に侵略性が高いということで世界的にも評価されている状況ですので、近縁で同じような性質のものは現在のところ確認していないので、未判定外来生物はなしという案にしております。また、見分けの観点から種類名証明書を添付させる生物としましては、同属であるシロガシラ属の全種について添付を求めたいと考えております。

また、ヒゲガビチョウの指定につきましては、現在、ヒゲガビチョウを含むチメドリ科の全種が既に未判定外来生物に指定されているところですので、本種を指定することによって、未判定外来生物からヒゲガビチョウを除くという変更になると考えております。また、既にチメドリ科の全種について輸入の際に種類名証明書の添付が必要になっておりますので、こちらについては変更なしで問題ないと考えて

おります。

鳥類についての説明は以上となります。

**【村上座長】** ありがとうございます。

それでは今の話ですが、シリアカヒヨドリに関しては、神奈川県で見つかったんですが、その後、確認例はないということで、やはりまだ未定着であろうと。これが入ってきた場合には非常に影響が大きい。そういう意味では、まだ定着していなくて入ってきた場合に影響の大きいものとして選択するのにぴったりで、予防的観点からいえば、今選択して指定しておくことが非常に有効であろうという話になっています。

ヒゲガビチョウのほうは、先ほど説明がありましたように、未判定とした当時はまだ定着実績がなかったと。その後、各地で繁殖が確認されて、これはやっぱり未判定にしておくのはおかしな話であるというのが一番大きな理由と、それから、チメドリ科のほかの種類が既に指定されていますので、同時に指定することはかえって明確になるであろうということで指定したということです。しかもヒゲガビチョウは今後分布拡大する可能性があるので、今指定しておく、その意味では分布拡大阻止みたいところで効果があるであろうという話がありました。どちらも今指定しておくことの効果は非常に高いのではないかとということで、この2種を選んだというのが会議の意見です。

これに関して何かございますか。

**【細谷委員】** 今回の御説明の中で資料3の5ページ、ヒゲガビチョウ。素人ですみません、私、魚類学が専門で鳥のことは一切わかりませんが、原産地を見てみますと中国（東部、中部、南部）、定着実績が愛媛県ということですが、ここで議論になるのは、迷鳥の可能性がないかということですね。逆に迷鳥であればまた違った視点で取り扱っていかなくちゃいけないので、その根拠ですよ。愛媛県、あるいはこの中国、迷鳥でないという根拠を教えてくださいたいんです。

**【外来生物対策係長】** それでは私のほうからお答えいたします。ヒゲガビチョウにつきましては、これはガビチョウも同じですけども、原産地では余り渡りをしないよ

うな、移動性の低い鳥類ということで知られておりまして、さらに日本での定着も、何か渡りの途中に立ち寄ったものが確認されているということではなくて、明らかにある地域に導入されたようなものが徐々に国内で個体数を増やして分布域を広げているような状況となっておりますので、本種につきましては、迷鳥ではなくて、侵入した外来生物だと考えております。

【細谷委員】 これはもちろん四国で定着しているものの遺伝的な解析と原産地との比較はされているんでしょうね。

【外来生物対策係長】 いえ、定着しているものについて遺伝子の解析がされたということとは聞いていないので、そういった情報はまだないものと考えております。

【細谷委員】 ちょっといきなり感が強いんじゃないの。

【村上座長】 今後そういうことはしたほうがいいでしょうね。だから、まずは入ってこないようにするというのが一番。蛇口をとめておかないと何をしてもだめなんで、そこはまずやってから、その後、そういった解析で一体どこのオリジンが来ているかとか、それが人為的なものかとか、そういったことは調べればいいと思います。まずは指定の効果が高いうちにやりましょうというのが今回の目的で、それはやはり遺伝子的な構成がどうなって、オリジンはどないなってんねんというのはやっぱり気になりますので、それはちゃんと調べてもらったほうがいいと思います。

【細谷委員】 予防原理はわかるんですが、未判定から特定外来生物にするときの過程の説明がうまくいくかしら。阻止するものではないんですが、予防原理ということでよくわかるんですけども、その説明ぶりがうまくいくかなと、ちょっと心配ですね。

【村上座長】 未判定というのは、あくまでそのときはまだ定着していないと思ったので、それに入れていましたけれども、やはり既に入っていて定着しているという話になりますと、未判定に入れておくのはおかしい、これは論理的にそうですね。で

すから、そこから外すにはそれでいけます。あとは影響が大きいかどうかということで、未判定に入っているんだから、定着しているんだから、それはほかの同属と同じように扱ったほうがよろしい。これが理屈です。

ほかにございますか。

なければ、この鳥類2種を指定することに関しては異論はないですね。

( 異議なし )

**【村上座長】** そうしたら、これについてはそれでいきたいと思います。当専門家会合としては、シリアカヒヨドリ及びヒゲガビチョウの鳥類2種類を、資料3の評価の理由に基づき、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定するべきとの結論にしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、昆虫に進みます。事務局から説明をお願いします。

**【外来生物対策係長】** 資料3の9ページ、マルバネクワガタから御説明したいと思います。

まず候補種と考えておりますのが、このマルバネクワガタ属の10種となります。この10種の選定については、国内に分布している固有種であるオキナワマルバネクワガタ、アマミマルバネクワガタ、ヤエヤママルバネクワガタと交雑のおそれがある種ということで、この10種を選んでいるところです。本種については、外国産のカブトムシ・クワガタムシということで外来種リストに載っているところでありまして、そのうちのこの10種に限って候補種と考えております。

原産地はインドから台湾あたりまでになっておりまして、定着実績として、これらの種について、現時点では日本国内において定着は報告されていない状況でございます。

評価の理由としては、定着はしていないんですけれども、仮に定着した場合、同属で日本固有の在来種である先ほど申し上げた3種と、交雑による遺伝的攪乱や繁殖干渉及び生息場所の競合によって影響を及ぼすおそれがあることを理由としております。

被害の事例にも同じようなことを載せておりまして、本種は幼虫時代は樹洞内にたまったフレーク状の腐植物を食べて育つという少し特殊な生態なんですけれども

も、外国産のものについても国内産のものについても同じような生態ということで、競合のおそれがある状況と考えております。

まためくっていただきまして、被害をもたらしている要因の生物学的要因の2つ目の点ですけれども、熱帯産のものもいるんですけれども、亜熱帯から、割と南西諸島と同緯度帯のところでも分布しているような種ですので、日本に入ってきた場合は定着可能なものも多くあるだろうと考えております。

(2)社会的要因としては、そこまで人気の高い種ではないんですけれども、やはりペットとしての輸入がありまして、こういったものが逸出したり遺棄された場合に、国内で定着してしまうおそれが考えられます。

特徴並びに近縁種、類似種ですけれども、特徴は、こちら写真を御用意しております、クワガタの中では割と大型で、オスは3 cmから8 cmぐらいと書いてあるんですけれども、5、6 cmぐらいのものが多いです。余り顎が大きくないというか、体のほうが大きくて、顎が大きくないような種類となっております。

種の識別は、オスの大顎は種ごとによりかなり違うので、この10種については外見上の見分けは容易に可能と聞いております。

ただ、近縁属でツヤクワガタというのもいるんですが、メスは少し似ている部分もあるんですけれども、大顎とか特徴のあるところを詳細に見てみれば、こちらも見分けがつくということで、区別は可能となっております。

また、先ほど御説明いたしました国内の固有種については、昨年、種の保存法において、国内希少野生動植物種に指定されておまして、要は希少種の観点からも守っていくことが重要であろうということですので、それに合わせて外来生物対策のほうでも、こういった固有種との交雑が起こる前に、未然に規制するのがよかろうということで候補種としているところです。

続きまして、13ページのクビアカツヤカミキリの御説明に移ります。

本種については、生態系被害防止外来種リストでは、その他の総合対策外来種としておまして、原産地は中国を中心としたような大陸の種となっております。

国内での定着実績ですが、国内で一番最初に確認されたのは愛知県ですけれども、現在では関東では栃木、群馬、埼玉、東京で確認されておまして、また、関西では大阪、四国では徳島においても発生が確認されているような状況です。また海外の事例では、ドイツ、イタリアでも外来種として発生というような情報があり

ます。

評価の理由ですが、国内において既に、街路樹とか公園等のサクラ、もしくはウメやモモ等の果樹に加害していて、結構大き目のカミキリムシですので、加害された場合に、寄生木が枯死するような事例が確認されております。桜並木が加害される等の景観への悪影響も引き起こしていますし、また、本種での加害が進むと、サクラの木が倒れてしまうなどの2次的な被害も発生する危険性がございます。

また、現在は確認されていないんですけれども、本種が公園や果樹園だけでなく、森林等の自然環境に今後侵入してきた場合、森林の植生であったり森林生態系への悪影響であったり、在来の似たような環境で暮らしているカミキリムシと競合するようなおそれがあると考えております。

被害の事例ですが、生態系に係る被害といたしましては今ほど述べたとおりですけれども、本種は今のところほとんどがサクラで確認されているんですけれども、もともとの分布域で見ますとかなり幅広い木に寄生するという、ヤナギ等にも入ることが知られていますので、今後、森林に入ったときには、さらなる悪影響が懸念されております。

農林水産業に係る被害としては、既に梅畑などで被害が確認されている状況になっております。これは徳島での被害状況です。

人体に係る被害としましては、2次的な被害ではありますけれども、被害木が倒れたときに危険という被害が考えられます。

続いて、ページをめくっていただいて、被害をもたらしている要因ですが、生物学的要因としましては、幼虫だったりサナギの間、樹木の中で過ごすということもありますし、もともとの分布域から見ても、割と低温にも耐えられる種ということで、日本国内においても広く定着できる可能性がございます。

また、本種は本来は生の立木を食害するような昆虫でありますけれども、伐り倒された木の中とか木材の中であっても生き延びることができるということで、木製品とか伐倒した後の幹、切り株等が運ばれる際に、それが侵入経路となって拡散されるおそれがあります。

また、幼虫期が1年から4年と少し長いので、1度樹幹に穿孔すると、かなり長い期間、被害木に影響を与えるおそれがありますし、また、本種は割と樹皮が荒れているような大きなサクラについているような状況がありますので、今後、例えば



文化財などに指定されている古木等に被害が出てくるおそれも考えられます。

また、先ほど申し上げたとおり、ヤナギ、イチイガシ、カキノキ等、今後ほかの樹種についても被害が出るのが懸念されております。

(2) 社会的要因ですけれども、国内で確認されたのはほんの数年前ですけれども、既に発生地で採集されたものと思われるような生体であったり、その標本についてインターネットオークション等で取引されている、要は移動されているような状況が確認されております。こういったものがもし逸出してしまった場合、やはり他地域に拡散してしまうおそれがあると考えています。

特徴と近縁種、類似種についてですが、こちら写真をご覧いただきたいと思うんですが、クビアカツヤカミキリは昆虫類の2つ目に写真を載せておりまして、大体3cm程度のカミキリムシです。名前のとおり、胸の部分というんですか、首の部分が赤い色をしていて、あとは黒いカミキリムシですが、ただ、このクビアカツヤカミキリという種については首が黒い種もいるということです。ただ、現在国内に侵入、定着しているのは、この首の赤いタイプの種となっています。

また、日本に同じ属の在来種としてジャコウカミキリが分布しています。

その他の関連情報ですが、イギリスやアメリカ等では、この生きたクビアカツヤカミキリが輸入の検疫の際に検出された事例もありますので、現在、国内への導入経路は明確ではないんですけれども、今後そういったようなところから侵入がさらにある可能性も考えられます。

続けて17ページ、アカボシゴマダラについて御説明いたします。

本種についても、生態系被害防止外来種リストでは重点対策外来種として掲載しておりまして、これも中国を中心としたところが原産地となっております。

定着実績ですけれども、国内では95年に埼玉県で一時的に確認されたのが最初ですが、本格的に確認され始めたのは98年の神奈川県からとなっております。これ以降、関東ではどんどん分布域を拡大させておりまして、現在では関東一円、それから福島県や静岡県、山梨県、長野県、新潟県等でも定着が確認されているような状況です。少し離れた地域でも、愛知県、京都等でも成虫が記録されています。また、北海道においても成虫が確認されたという記録がございます。

本種の評価の理由ですが、本種の名義タイプ亜種である大陸亜種の *Hestina assimilis assimilis* というものが既に関東地方を中心に広く定着しております。

て、現在も分布を拡大しているところです。本種は、日本では基本的にはエノキを食べておりまして、分布が拡大することで、近縁のゴマダラチョウであったり、オオムラサキ等エノキを利用する在来の昆虫と競合するおそれがある。また、ゴマダラチョウに関しては、実験下では交雑のおそれがあることも知られておりまして、ゴマダラチョウとの間では繁殖干渉が起こるということで、在来の生態系に被害を及ぼすおそれがあると考えております。また、本種につきましては、国内の奄美諸島に固有の亜種である *Hestina assimilis shirakii* が分布しておりまして、もしこのまま分布が拡大していったり、もしくは意図的な移動によって奄美に導入などされてしまった場合に、この固有亜種と交雑して遺伝的攪乱を引き起こす可能性が懸念されます。

めくっていただきまして、生態系に係る被害ですけれども、東京都八王子市の例ですが、本種が侵入したことによって、在来種であるゴマダラチョウが減り、要はアカボシゴマダラと置き換わってしまっているのではないかという報告がございます。

また2点目、半自然状態においてゴマダラチョウと交雑し、雑種の第1代が生じたというような報告もありまして、自然下においても同様の交雑、遺伝子浸透が起こる可能性が示唆されております。

被害をもたらしている要因として、生物学的要因ですけれども、本種については、東アジアの温帯から亜熱帯原産であるため、日本でも広く定着可能であろうと考えられておりますし、もともとは里山的な環境が主な生息環境ということで、現在は関東では割と都市部であったり公園に多く見られているんですけれども、今後さらにさまざまな環境下に侵入していくようなおそれもあります。また、成虫はエノキにつくということで、エノキはいろんなところに植えてありますので、これに伴ってエノキづたいに拡がっていってしまうことも考えられます。

また、ゴマダラチョウとの競合の関係については、棲み分けがされているという報告もあるんですけれども、一方で、そういった棲み分けはなく、完全に同じような資源を使っていたり生息環境にあるので、競合しているという報告もある状況で、やはり影響も懸念されているところです。

(2) 社会的要因ですけれども、そもそもの神奈川県での一番最初の導入確認ですが、愛好家により飼養された外国産の個体が放蝶された可能性が高いと言われてお

ります。写真を見ていただければ少しおわかりになるかと思うんですけれども、ゴマダラチョウは、白黒の模様で、特に夏型では後ろの羽に赤い斑紋が入るような、見た目が少し華やかな種になっておりますので、割と人気があって、飼育とかもかつてはされていたということで、やはり愛好家によって放蝶がさらにされたり、国内で移動があると、逸出等によって今後新しい地域に拡散してしまうおそれがあります。

19ページに進んでいただきまして、特徴並びに近縁種や類似種についてですが、成虫については中型から大型のチョウということで、これも写真を見ていただいたほうが早いと思いますけれども、ご覧のような模様になっております。

本種については、現在、関東に定着している名義タイプ亜種と国内の在来の固有亜種、奄美亜種以外にさらに2種類、山東省亜種と台湾亜種が存在するということが知られておりまして、こちらについては国内未侵入ではあるんですけれども、この2亜種も同じような性質を持っている可能性があることから、この亜種が入ってくるのを防ぐことも重要だろうと考えております。

また、国内の同属の近縁種としては、ゴマダラチョウとオオムラサキが分布しておりまして、こちらは近縁種ではあるんですけれども、成虫は羽の色で見分けがつかず、幼虫も形状から見分けはつくということになっております。

国外の同属種としては、ゴマダラチョウの国外亜種とか、あとニセビユゴマダラというものが分布しております。成虫については模様から判別が可能ですが、このニセビユゴマダラというのは、まだ幼虫がどんなものか知られていない種で、こちらについては判別は不可能という状況になっております。

また、その他の関連情報としましては、幼虫はオオムラサキやゴマダラチョウと同様、冬は林の下の落ち葉の上で暮らすことが知られていて、そういったところで生息しているものと考えられております。

続きまして、資料4のほうで、これら候補種に伴ってどのような未判定外来生物や種類名証明書が必要な生物を考えているか御説明いたします。

すみません、ちょっと順番が前後しますが、上から御説明しますと、まずクビアカツヤカミキリについてですが、特に似たような性質を持つような近い種はないということですので、未判定外来生物はなしとしたいと思います。また、外見上かなり特徴がある種で、見分けは容易につくということですので、種類名証明書

が必要なものとしても特に他の種は指定せずに、クビアカツヤカミキリを許可を得て輸入する際にだけ、種類名証明書をつけていただくということで考えております。

また、クワガタですけれども、マルバネクワガタ属につきまして、まず特定外来生物の指定の仕方ですが、実はこの10種についてはマルバネクワガタ属の一部を指定するような形になります。そうすると現在の法律上の指定方法としては、10種を全て1種ごとに並べて指定するのが一番現実的かなと考えているところです。載っている種は資料4に載せているとおりで、先ほどグループ会合の議論でも御説明したとおり、実は未記載種が1種、ニセウオーターハウスマルバネクワガタというのがあるようなんですけれども、そういったものについては記載された際に追加指定を検討する形にしたいと考えております。未判定外来生物としましては、要は国内の固有種と交雑のおそれがあるものは特定外来生物で全て指定しているような状況ですので、特に未判定での指定の必要性はないと考えております。また、種類名証明書が必要な生物としては、既にコガネムシ上科の全ての昆虫について、輸入する際に種類名証明書の添付を義務づけているところですので、こちらについても変更は必要ないと考えております。

続いて、アカボシゴマダラですが、まず特定外来生物の指定の仕方としましては、アカボシゴマダラという種を指定しまして、その種からアカボシゴマダラ奄美亜種を除くというような形の指定としたいと思います。要はまだ入ってきていない2亜種を含む3亜種について、外来生物法の対象ということになります。また、未判定外来生物についても、近縁の種で同じような侵略性を示しているものはないことから、未判定外来生物はなしとして、また、種類名証明書が必要な種としても、本種は成虫、幼虫で見分けがつくということで、これも他種については特段の指定の必要はないと考えております。

昆虫類につきまして、資料3、4の説明は以上となります。

**【村上座長】** ありがとうございました。

それでは、このグループの座長を務められました石井先生に補足をお願いします。

【石井委員】 先ほど言ったとおりで特に補足はないんですけれども、マルバネクワガタを少しつけ加えておきましょうか。荒谷先生にお聞きすると種群というのがあるみたいなんですけれども、特に論文等の成果として種群を指定していないので、今回はバラでいっちゃっていますけれども、10種という扱いにさせていただいています。

あとアカボシゴマダラですけれども、1995年に埼玉で見つかって、すぐに消息が途絶えたんですけれども、1998年に神奈川県で発見され、これは名義タイプ亜種ですので、それが急速に分布拡大している状況ですね。ややこしいのは、先ほど言ったように、ほかにもまだ2亜種あるということで、形態的にはやっぱり見分けしにくいですね。名義タイプ亜種だけについて言うと、参考資料につけているように、春型と言われる、幼虫で越冬してきたものが成虫になったときに赤い斑紋が割と消えてしまう特徴があって、奄美諸島にいる日本の亜種に関してはそういうことが見られないということで、結構識別的には難しいところがあるので、結構困難を予想しているんですけれども、このような指定をさせていただいて、慎重に対策を考えていきたいところです。

あと、クビアカツヤカミキリについては、今のところバラ科の木本が好きみたいなんですけれども、文献によるとほかの種もいけると聞いています。バラ科の木本というと、先ほど私は日本のサクラの話をしましたけれども、ソメイヨシノとかばかりでなく、自然生態系に入ったらヤマザクラの仲間にも当然入るだろうと予想されるということで、警戒が必要だと思います。

【村上座長】 それでは、これに関して何か質問、御意見ございますか。

【芝池委員】 初歩的なことを質問させていただきますけれども、クビアカツヤカミキリですけれども、バラ科の果樹といったたくさんあるんですが、果樹園への侵入とか分布拡大の把握はかなり進んでいるんでしょうか。

【石井委員】 先ほど記載があったとおりで、日本にはまだ入ったばかりなので、それほど顕著ではないんですけれども、森本さん、その辺、何かわかりますでしょうか。

【植物防疫課係長】 果樹園では、徳島県のほうで被害が確認されている状況です。

【村上座長】 アカボシゴマダラですが、これはマニアが自分で飼育して放蝶しているんですか。

【石井委員】 関東圏は多分自力で分布拡大していると思うんですけども、時々、飛び跳ねたようにいくつか……。

【村上座長】 いきなりぽんと出てくるでしょう。

【石井委員】 例えば大阪近辺でもそういう情報があつて、私自身は確認できていないんですけども、ちょっと飛び地で発生して、そこからまた広がっていく傾向があるんですね。奄美の場合は、いわゆる昆虫標本のオークションの中で、奄美産の神奈川のアカボシゴマダラという変なラベルがついた標本が売られたことから、これは怪しいというので調べてみたら、奄美在住の人が神奈川県由来の外来亜種を飼育していたと。それは先ほど言ったとおり、ある意味、善意、かぎ括弧つきの善意ですけども、雑種強勢というんですか、奄美の亜種を強勢しようと考えていたと聞いていて、関係のいろいろなアマチュアの方とかを使って説得してやめさせたという経緯があります。ですから、いつでも奄美大島でまた飼育が始まって、そこで放蝶される可能性は十分あると認識しています。

【村上座長】 ホソオチョウの場合もそうですけれども、マニアが自分で飼って、どんどんそれを放す。そうしたらいつの間にか定着してしまう。やっぱり繰り返しの放蝶は非常に困るんですね。その部分を何とかせんと。だから、これを指定した後の管理みたいなものはどうしたらいいですかね。

【石井委員】 割と昆虫学会とか、チョウの場合は日本鱗翅学会とか、それから私が関わっているところでは商業誌の「昆虫と自然」とか、そういうチャンネルを通して、外来種というのは結構重要な生態系被害を及ぼすんだと。当然ですけども持ち運び、放蝶はよくないことであるというのは徹底しているんですけども、実際にそ

ういう学会に入っている人はいいですけども、そうでない人がまたいて、先ほど言ったように、ある意味それが善意だと思っている人がいて、これがまた困ったものなんですね。なかなか難しいですけども、そういうモラルの徹底。クワガタの場合もそうですけども、そういう形で普及啓発を続けていかなきゃいけないだろうなと思いますね。

【細谷委員】 素人で申しわけないですが、こういった問題は何も昆虫に限ったことではなくて、一般の方々のそういうモチベーションを評価すると同時に、正しい舵取りで啓発していく必要があると思うんですが、ここで第一歩として、同じアカボシゴマダラ、つまり *Hestina assimilis* というもの以前に、*shirakii* というものに亜種名がついているのに、何ゆえ奄美大島の亜種について和名がついていないんですか。つまり、和名を明確にすることによって、難しいことはともかくも、外国産のものと識別があるんだと。むしろこの問題、外来種の問題以前に固有種の問題、希少種、希少生物の保護の問題にもかかわってきますが、これは実際に今確認したいんですが、奄美大島産の *shirakii* なるものに対して和名はついているんでしょうか、ついていないんでしょうか。

【石井委員】 昆虫のグループの中でもいろいろな文化があって、クワガタとかコウチュウのたぐいは亜種に和名をつけるんですね。たしかトンボもそうなんですけれども、チョウは何か伝統的に種というのを大切にして、それに何々亜種というのをつける伝統ということで、これは和名はないです。

【細谷委員】 学会の御意向はよくわかるんです。魚類学会の場合は、つまり分類と同時に保全というものを目標にしているわけですから、例えば極端な場合、よく御存じですけども、サブスピーシーズであることはわかるけれども、未記載のまま和名をつけて、ユニットを明確にして、外来種、あるいは絶滅危惧亜種ということになるんでしょうか、そういった取り組みがあるんですが、いずれにせよ、一般の方にそれを御理解いただくためには学名であろうが何であろうが、違うネーミングをつけないと、なかなかこの混乱、カオスから抜け出せないんじゃないかという気はします。学会の違いがあるので何とも言えませんが、私ども魚類学会では大体

そういうふうな対応をしています。

【村上座長】 そうですね、外来種の管理とか普及啓発を考えた場合には、亜種名で学名を書かれると、何かいなと思いますね。そこに和名の亜種名が出てると、やはり考えやすいでしょうね。やっぱりそういうことを管理しようという立場に立てば、つけるほうが望ましいので、だんだんつけていったらどうなんですかね。

【石井委員】 ここで学会の議論をする気はないんですけれども、生物学という立場からいったら、日本のチョウ学というのは割と学問を忠実にやってきた文化があって、亜種になんぞ和名はつけない。もちろん学問的にはそちらのほうが正しいと私は思うので。例えばこれが亜種なのか、変種というのものもあるわけで、そういうものを大切にしてきたんですね。例えばコムラサキに遺伝的なクロコムラサキというのがあるって、あれは不思議に変種に名前をつけちゃったんだけど、後から振り返ってやめたとか、学問をしっかりと一般の会員に伝えようというのがあったわけですね。なので、ここで余り議論する気はなくて、どちらがいいかというのはわかりません。私が決めることでもありませんし。

【村上座長】 だから、科学的には正しくても、そういう管理という面からいったらどうなのかという話ですね。

【石井委員】 外来種の問題ではね。

【村上座長】 外来種としての話をしないといけない感じがしますけれどもね。ほかにございますか。

【角野委員】 細かいことで、9ページのマルバネクワガタ属の評価の理由の4行目に「餌となる腐植質をめぐる競合」という表現があるんですが、この腐植質というのは、昆虫では普通に使うのかもしれませんが、我々は何気なく見過ごすんですけれども、「質をめぐる競合」というのは何か日本語としておかしいんじゃないかと。腐植物質ならわかるんですけれどもね。より適切な表現がないかなと、ちょっと考



えたんですが。

【村上座長】 これはデトリタスじゃないんですね。水生昆虫で使う、あれではないでしょう。要するに木の中に入った……。だから大分違うんですよ。

【角野委員】 そう、木の腐った腐朽物とか枯れ葉とか、そういうものだと思うんですけども。

【村上座長】 確かにこの言葉はちょっと気になりますが、クワガタ類をやっている人はこれを使うんですかね。一応チェックしてみてください。

【石井委員】 10ページには腐植物と書いてありますね。ちょっとここは検討する必要があるかもしれません。言いたいことは、うろにたまったデトリタスということだと思います。

【外来生物対策係長】 ここの表現は、わかりやすいもので統一したいと思います。

【村上座長】 何を意味しているかがわかればいいんですから、例えばアスタリスクをつけて、こういうものだと言ってもらったらいいかもしれませんね。  
ほかにございますか。

【長谷川委員】 クビアカツヤカミキリについてちょっと質問させていただきたいんですけども、指定することについては異論ございませんが、まだ侵入初期であるということから、果樹園等や桜並木で見つかった場合は迅速に防除というか、その昆虫を取り去っているのかどうか、ちょっと気になりました。特に見つかったばかりのものについてはその辺が気になりますので、教えてください。

【外来生物対策係長】 本種につきましては、まさにここ数年で拡大してきている状況でして、生態系への被害だったり農業被害のおそれがあるということで、昨年度から農林水産省植物防疫課さんと連携して各自治体向けに通知を送っております、都

道府県宛での通知ですけれども、都道府県からさらに市町村に展開していただいております。クビアカツヤカミキリの発生情報を載せるとともに、見つけた場合は適切に防除いただきたいという旨を載せています。それを受け取ってどうされているかは全ては把握していませんけれども、見つかった場合は、基本的には防除されているものと考えております。

**【村上座長】** これは野生生物担当部局長殿という宛名で出ているんです。クビアカツヤカミキリに関する注意喚起及び情報提供依頼について、という通知が平成28年2月29日の時点に出ているんですが、その辺について京都府で聞いてみたら、実は公園を管理しているところは別なんですね。京都府では三川合流点に桜並木がありまして、30万人が来ています。そこに情報が届いていなくて、僕が言ったら大慌て。要するに、そういうところに情報が伝わっていないんですよ。ものすごく慌てまして、今、大分調べました。プラスが出るので、それが出ているかどうか確認ということでやりましたけれども、やはりちゃんと情報伝達がされているかどうかはすごく問題だと思うんです。だから公園課に対して言うのは、僕は1つの意味があると思うんですけれどもね。

この問題は大きくて、もう既に新聞記事になったりしてだんだん騒がれ出して、だんだん意識が高まっています。僕も聞いたときびっくりしたんですけれども、それで慌ててあちこちに連絡してみたら、もう途端に意識が高まって、今かなりのところが動いている状況です。だから、こういう情報提供がもう少し新聞、テレビに流れると——マスコミが大きいと思うんです。だから、うまくそっちへ情報提供してもらおうと、一般の人から話が行くんです。

**【外来生物対策室長補佐】** 補足ですけれども、我々が自治体に伝えている意味合いとしては、サクラですので管理者がいるのが通常です。やはり最終的には伐採をしなくてはいけないということが多くなってきて、財産のこともありますので、通知を出しています。公園部局に関しては国土交通省を通じて通知を出してもらっているんですけれども、やはりなかなか伝わっていないところがあると思います。実は今はまだ出していないんですけれども、昨年も2月末に出しています。それは、これから花見の季節の前に、見回りとかを自治体はしたりすると思いますので、その季節

に合わせて、今年度も少し新たな知見とか、当然発生状況も変わってきておりますので、植物防疫課さんと一緒に通知を出そうと思っております、その際には今いただいたような御指摘も踏まえて。

やはり国土交通省とか、少し学校でも出ているということもありますので文部科学省とか、あと県内の関係部署にはなかなか我々から全てを伝えることができないというのがありますので、サクラを管理している部署はいっぱいあると思いますので、やはり届いた部署からそこに伝えていただけるように伝えるとともに、こちらからも、今日も来られていますけれども、マスコミの方にも知ってもらえば、これに関して言えば、通常サクラが枯れていいと思っている自治体はほとんどないということもありますので、やはり知ってもらうことが何よりも大事ななと思っておりますので、普及啓発はいろんな方法を使ってやっていきたいと思っております。まだ十分ではないと思っております。

**【長谷川委員】** 鳥インフルとかでも、1羽でも出たら全部殺さなきゃいけないことになりますよね。サクラの場合も、伐ってチップにして焼却処分しなきゃいけないというところまでなのか、別の方法で木を保存しながらこの昆虫に対応するというのが可能なのか、実際サクラを目の前にした人たちの対応の進め方は随分違うと思うんですね。木を生かしながら、単木でもその木にいるカミキリを根絶することができるかできないかで随分受け取り方が違うかと思うんです。そういった研究が進んでいるかがちょっと気になりましたので、よろしくお願いします。

**【外来生物対策室長補佐】** 私から答えるのはあれですけれども、関係機関が農薬とかの研究開発を進めていただいているということです。あと、当然伐らずに済むのがベストですけれども、通常、サクラが咲いた季節の後にフラスが大量に出てきて、被害を及ぼして成虫が出てくるんですけれども、やはり心情的に、今年の春は咲いたので、虫は出てきたけれども、来年咲くんじゃないかと信じて伐らないというのがどうしても出てしまって、それゆえに周りに被害が拡大するということがありますので、やはり少し先のことを見据えて伐っていくことも必要だと伝える部分もあるかなと思っておりますので、そのあたりも含めて伝えていきたいと思っております。

【村上座長】 ナラ枯れの例がありますね。これがあの程度のすごさを持っているのかというのはすごい問題なんですね。ですから、防除に関してもどういう形で対応したらいいか、対応の仕方についても普及啓発する必要があると思うんです。

【植物防疫課係長】 今の防除に関してですが、成虫にカビを生やす薬があつて、それだけは今登録で使える状況にあるんですけども、今、幼虫に対しては使える農薬はなくて、フラスがあつたら針金を突っ込んで刺殺するようなことしか対応できていないんです。農薬の登録拡大を狙ってしまつて、エアゾール剤、昆虫のフラスが出たらキンチョールみたいな、差してシューってできて昆虫を殺すような農薬の登録拡大を関係機関が進めています。登録拡大されれば、少しは被害の対策ができるんじゃないかと考えています。農林水産省としても、農薬登録拡大したいという件については、協力を行っていきたいと考えています。

【村上座長】 発見のしやすさからいいますと、成虫を見つけるよりも、フラスとか穴を見つけるほうが早いんですね。それによって、ここに入ったんだなど。そうすると、ナラ枯れと一緒に、そいつを何とかせなあかん。それを伐採するのか焼却するのか、それとももっと別な方法があるのか。ナラ枯れでは爪ようじ作戦をやっていましたけれどもね。木にペットボトルをぶら下げて、そこに落ちてくるやつをつかまえたり、いろんなことをしていましたね。そういったことについてはまだ検討が進んでいないんですか。

【植物防疫課係長】 効果的な防除対策の周知を考えていきたいと思っています。

【村上座長】 先ほどの成虫の話は、成虫を見つけてぶっかけるんですか。カビか何か生やすんですね。

【植物防疫課係長】 バンドの上を通つたカミキリにカビが生えてしまつて死んでしまう。

【石井委員】 例えばイチジクなんかに入るキボシカミキリみたいな例だったら、イチジクを、この木を守るといふのがあるので、そこを対象に菌を付着させておくことができるんですけども、でも、日本にサクラが何本あるか知りませんが、それを全部予測して何かするって、なかなか難しいんじゃないかと思うんですよね。2012年だったかな、入って、だからまだ5年ぐらいしかたっていないで、よくわからないけれども、天敵を見つけるとか、いろいろ工夫していかないと難しい面があるんじゃないかな。寄生バチがいるとか線虫が入るとか、そういうものを見つけて効果的なやり方をする。農園というレベルで1ヘクタールを守ろうというやり方があるならば、カミキリムシですからきっとフェロモンか何かを使っているんで、フェロモンを使った防除法はいろんなカミキリムシでも進められていますから、それを使うこともできるかもしれないと思うんですけども、とにかく規模感が日本全国になってしまうので、これはかなり大変なのかもしれません。昆虫研究者が総力を挙げてということかもしれないと思うぐらいにですね。

【村上座長】 そういう防除法の研究も、ちゃんと有効なものが見つかったら普及啓発していくことも同時に考えないと、おそらく大変だと思うんですね。

ほかにございますか。

なければ、当専門家会合としては、外国産マルバネクワガタ10種、クビアカツヤカミキリ、アカボシゴマダラの12種を、資料3の評価の理由に基づき、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定するべきとの結論に達したということによろしいですね。

( 異議なし )

【村上座長】 そういう形の結論にしようと思います。

本日の選定候補種については、当専門家会合としては、特定外来生物に指定するべきという結論に達しました。ありがとうございました。

その他ございますか。

【外来生物対策係長】 そうしましたら、私のほうからその他ということで、今後のスケジュールを再度説明したいと思います。

ただいま御意見ということで結論をいただきましたので、本日御議論いただいた14種について、早速パブリックコメントを開始したいと思っております。日付は未定ですけれども、3月上旬には開始するようになりたいと考えております。

それと同時に、WTOのSPS通報というのがございまして、要は輸入を禁止するような規制になりますので、世界貿易機関のほうにこういったものを禁止しますよということで、各国の御意見を伺うのも含めて手続が進みます。

そして、外来生物法の施行令、政令の改正をすることで追加指定をすることになりますので、その閣議決定の時期が7月ぐらい、そして閣議決定した後に実際政令として施行されるのが9月から10月ぐらいかなと考えております。実際に施行されてから規制が始まりますので、規制開始が今年の夏の終わりぐらいと考えていただければと思います。

**【村上座長】** この閣議決定や施行に関しては、メールでいいですから、全部に知らせていただけますか。

**【外来生物対策係長】** わかりました。

**【村上座長】** ほかになければ終わります。お返しします。

**【外来生物対策係長】** 村上座長、ありがとうございました。

以上をもちまして第11回特定外来生物等専門家会合は閉会といたします。ありがとうございました。